

改めて、再審法改正を一刻も早く実現することを求める意見書

去る令和6年12月19日、本市議会は「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書」を全会一致で可決した。

昨年10月の無罪判決確定まで58年を要したいわゆる「袴田事件」、さらに本年7月18日に再審無罪判決が言い渡された「福井事件」等の数々のえん罪事件によって再審法の不備は明らかとなっている。「再審法」の改正は、まさに待ったなしの状況である。

この度、大阪府下全ての地方議会において、再審法改正を求める意見書が採択されたことは、各地方議会及び所属議員が、弁護士会や市民の運動に応じて、かかる問題の深刻さを受け止めたものである。

本年6月、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」が議員立法として衆議院法務委員会に付託されており、再審法改正の内容と軌を一にするものである。

他方、「再審法改正」に関しては本年4月21日以降、法制審議会において審議対象になっている。しかしながら法務省による法制審議会刑事局の中枢を占めるのは検察官であり、検察官による不服申し立て禁止などに消極的な意見も根強くみられる。そのため必要な改正が速やかになされるとは、およそ考え難く、結論が出るまでに年単位の時間を要することが予想されている。その間もえん罪被害者の救済が滞ることへの懸念が示されている。

以上より、本市議会は、この度、大阪府下の全ての地方議会で、再審法改正を求める意見書が採択されたことを受け、改めて、「再審法改正」を早期に実現することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

松原市議会